

○稲沢市公共工事に要する経費の中間前金払取扱要綱

平成 27 年 4 月 1 日

施行

改正 令和元年 7 月 1 日

令和 7 年 7 月 18 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市が発注する土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。以下「工事」という。）における地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）附則第 7 条及び稲沢市予算決算会計規則（昭和 45 年稲沢市規則第 18 号）第 58 条の 2 第 2 項の規定に基づく中間前金払に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(中間前金払の対象工事)

第 2 条 中間前金払をすることができる工事は、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

- (1) 設計金額が 300 万円以上の工事
- (2) 前払金を受けている工事

(中間前金払の要件)

第 3 条 中間前金払は、次に掲げる要件を全て満たしている場合に行うことができるものとする。

- (1) 工期の 2 分の 1 を経過していること。
- (2) 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきもの

とされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。

(4) 部分払の請求をしていないこと。

(中間前金払の制限)

第 4 条 市長が予算執行上不可能又は中間前金払の必要がないと認めるときは、前条の規定にかかわらず中間前金払をすることはできない。

(中間前金払の有無等の明示)

第 5 条 中間前金払の対象となる工事及び中間前金払の割合については、入札条件としてあらかじめ入札参加者に対し、これを明示するものとする。

(中間前金払の割合等)

第 6 条 中間前金払の割合は、当初契約金額の 10 分の 2 以内とし、既に支払った前金払との合計額が当初契約金額の 10 分の 6 以内とする。

2 継続費に係る 2 年以上にわたる契約における中間前金払は、当該契約に基づく各年度の年割額に対して行う。

3 繰越明許費に係る翌年度にわたる契約における中間前金払は、契約締結の当初における契約金額の総額に対して行う。

4 債務負担行為に基づく 2 年以上にわたる契約における中間前金払は、当該契約に基づく各年度の債務負担行為の年割額に対して行う。

5 第 2 項及び前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、第 1 項の範囲で中間前金払をすることができる。

(中間前払金の端数整理)

第7条 中間前金払による前払金（以下「中間前払金」という。）に10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（中間前金払と部分払）

第8条 受注者は、同一の契約において中間前金払と部分払のいずれか一方を請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、債務負担行為又は継続費に係る特例として、各年度末の出来高に対する部分払については、中間前金払が行われた工事についても行うことができるものとする。

（中間前金払の認定）

第9条 受注者は、中間前金払を請求する際は、中間前金払認定請求書（様式第1）に実施工程表及び工事写真（以下「認定資料等」という。）を添付して申請するものとする。

2 工事担当課は、受注者から中間前金払認定請求書の提出があったときは、認定資料等により第3条に定める要件を満たしているか確認し、要件を満たしていると認めるときは、原則として中間前金払認定請求書を受理した日から起算して7日（稲沢市の休日定める条例（平成元年稲沢市条例第16号）第1条に規定する市の休日（以下「休日等」という。）を除く。）以内に、中間前金払認定通知書（様式第2）を受注者に交付するものとする。ただし、提出書類に不備があった場合は、請求者に対し、当該書類の補正を求め、これに要した日数は含めないものとする。

3 前項の確認の結果、要件を満たしていると認められないときは、原

則として中間前金払認定請求書を受理した日から起算して7日（休日等を除く。）以内に、中間前金払否認定通知書（様式第3）を受注者に交付するものとする。

4 第2項の規定により中間前金払認定通知書を受けた者（以下「認定者」という。）は、公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と中間前金払に係る保証契約を締結し、市に中間前金払に係る保証証書（以下「中間前金払保証証書」という。）を寄託するとともに中間前払金請求書（様式第4）を提出することにより、中間前払金を請求できるものとする。

5 認定者は、前項の規定による中間前金払保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、市長が適当と認めた措置を講ずることができる。この場合において、市長は、認定者が当該中間前金払保証証書を寄託したものとみなす。

（中間前払金の支払）

第10条 中間前払金は、中間前金払保証証書を寄託させ、中間前払金請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

（契約解除に伴う中間前払金の返還）

第11条 稲沢市工事請負契約約款第41条から第43条までの規定により契約を解除したときは、中間前払金を返還させるものとする。ただし、稲沢市工事請負契約約款第50条第1項の支払額があるときは、差引精算をするものとする。

2 前項の場合において、返還額があるときは、中間前払金を受けた日

から返還の日までの日数に応じ、当該前払金に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定した率で計算した利息を付するものとする。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 18 日から施行する。

様式第 1（第 9 条関係）

中間前金払認定請求書	
年 月 日	
稲 沢 市 長 殿	
住 所 受注者 氏 名 （ 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 ）	
次の工事について、中間前金払を受けたいので、要件を満たしていることの認定を請求します。	
工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 締 結 年 月 日	年 月 日
契 約 金 額	金 円也
工 期	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
前 払 金 額 （ 受 領 済 額 ）	金 円也
進 捗 状 況 （ 年 月 日現在）	契約金額の % （工期が複数年の場合は、各年度における出来高予定額に対する割合を記載すること。）
	全工程の % （工期が複数年の場合は、各年度における作業工程に対する割合を記載すること。）
添 付 図 書	1 作業状況を色塗りした実施工程表 2 工事写真

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第2（第9条関係）

中間前金払認定通知書	
第 年 月 日 号	
様	
稲沢市長 印	
次の工事について、中間前金払の要件を満たしていることを認定します。	
工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 締 結 年 月 日	年 月 日
契 約 金 額	金 円也
工 期	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
前 払 金 額 (支 払 済 額)	金 円也
摘 要	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第3（第9条関係）

中間前金払否認定通知書	
第 年 月 日 号	
様	
稲沢市長 印	
次の工事について、中間前金払の要件を満たしていないことを通知します。	
工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 締 結 年 月 日	年 月 日
契 約 金 額	金 円也
工 期	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
前 払 金 額 (支 払 済 額)	金 円也
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第4 (第9条関係)

中間前払金請求書

年 月 日

稻 沢 市 長 殿

住所
氏名
(名称及び代表者氏名)

下記のとおり契約代金を前払いしてください。

記

[illegible]

ただし、下記工事の中間前払金

- | | | | | |
|---|---------|--|---|-----|
| 1 | 工 事 名 | | | |
| 2 | 工 事 場 所 | | | |
| 3 | 契約締結年月日 | | 年 | 月 日 |
| 4 | 契 約 金 額 | | 金 | 円 也 |
| 5 | 支 払 方 法 | | | |

金融機関名	銀行	支店
預金種類	別口普通預金	
口座番号		
(フリガナ)		
口座名義		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第 1 (第 9 条 関係)

様式第 2 (第 9 条 関係)

様式第 3 (第 9 条 関係)

様式第 4 (第 9 条 関係)